

○国立大学法人筑波大学特別共同研究事業取扱規程

〔平成26年11月27日〕
〔法人規程第70号〕

改正 平成26年法人規程第80号

国立大学法人筑波大学特別共同研究事業取扱規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学外部資金研究取扱規則（平成16年法人規則第41号。以下「外部資金研究取扱規則」という。）第10条の規定に基づき、特別共同研究事業の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 特別共同研究事業には、当該特別共同研究事業における研究の内容を示す名称を付すものとする。

2 前項の名称について、企業等（外部資金研究取扱規則第1条に規定する企業等をいう。以下同じ。）から申出があったときは、企業等が明らかとなる名を付加することができる。

(存続期間)

第3条 特別共同研究事業の存続期間は、2年以上5年以下とする。ただし、事業実施の存続期間を更新することは、妨げない。

(構成員等)

第4条 特別共同研究事業は、2人以上の教職員で構成するものとし、外部資金研究取扱規則第2条第4号により雇用した教職員（以下「外部資金による教職員」という。）を含むものとする。

2 前項に規定する教職員は、少なくとも2人は常勤の教職員とし、内1人は外部資金による教職員とする。

3 前2項に規定する教職員（以下「担当教職員」という。）の区分及び種類は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1) 常勤の担当教職員

教授、准教授、講師、助教、主幹研究員、主任研究員、副主任研究員又は研究員

(2) 非常勤の担当教職員

客員教授、客員准教授又は研究員

(担当教職員の職務)

第5条 担当教職員は、当該特別共同研究事業における研究に従事する。

- 2 外部資金研究取扱規則第2条第4号により雇用した教員は、企業等との合意により、関係組織の人材育成（教育）に参画することができる。

（申込み）

第6条 特別共同研究事業の申込みをしようとする企業等は、所定の申込書を学長に提出するものとする。

（受入れの可否の決定）

第7条 学長は、前条の申込書を受理したときは、当該特別共同研究事業に係る大学教員の所属する部局の長と協議の上、その受入れの可否を決定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、部局附属教育研究施設の業務に従事する大学教員等（外部資金研究取扱規則第2条第1号に規定する大学教員等をいう。）が当該施設において特別共同研究事業を行う場合には、当該施設の長と協議の上、受入れの可否を決定することができる。

（決定の通知）

第8条 学長は、特別共同研究事業の受入れを決定したときは、決定通知書により、企業等及び契約担当役に通知するものとする。

（契約の締結）

第9条 契約担当役は、前条の通知に基づき、速やかに企業等と別に定める特別共同研究事業契約書により契約を締結するものとする。

- 2 契約担当役は、契約を締結したときは、直ちに学長に通知するものとする。
- 3 学長は、前項の通知を受けたときは、速やかに、部局長にその旨を通知するものとする。

（変更を加える場合の手続）

第10条 特別共同研究事業の内容に重大な変更を加える場合の手続は、特別共同研究事業申込みの例による。

（他の研究機関との共同研究等）

第11条 本学と企業等との合意に基づき、企業等以外の研究機関（以下この条において「第三者」という。）と特別共同研究事業における研究に関連した共同研究を行い、又は、第三者への委託研究を行うことができる。

(知的財産権等の出願)

第12条 学長及び企業等は、特別共同研究事業における共同研究の結果として知的財産の創作を行った場合は、原則として、当該知的財産権の持分を定めた共同出願契約を別途締結した上、共同出願を行うものとする。企業等が複数の場合も、同様とする。

(共同研究の取扱い)

第13条 この法人規程に定めるもののほか、特別共同研究事業で実施する共同研究の取扱いについては、国立大学法人筑波大学共同研究取扱規程（平成16年法人規程第45号。以下この条において「共同研究取扱規程」という。）の当該規定を適用する。

2 前項の場合において、共同研究取扱規程第10条第1項は「企業等共同研究員の研究料の額は、年額43万2千円とし、四半期ごとに、年額の4分の1に相当する額を納付することができる。ただし、研究料は協議により免除することができる。」と、共同研究取扱規程第11条第1項第1号ウは「企業等は、ア及びイにより法人が負担するもののほか、特に必要となる設備費、謝金、旅費、教職員人件費、特別共同研究事業の実施に必要な経費、消耗品、光熱水料等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）並びに法人の特別共同研究事業推進のための特別共同研究事業推進経費及び産学連携推進活動のための産学連携関連経費を負担するものとする。」と、共同研究取扱規程第11条第2項は「前項第1号ウに規定する特別共同研究事業推進経費及び産学連携関連経費は、それぞれ直接経費の10パーセントに相当する額を標準とする。ただし、これと異なる額とする必要がある場合には、部局長は、学長と協議の上、金額を定めることができる。」と読み替えるものとする。

(法人細則への委任)

第14条 この法人規程に定めるもののほか、特別共同研究事業の運営について必要な事項は、法人細則で定めるものとする。

附 則

この法人規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平26.12.19法人規程80号）

この法人規程は、平成27年1月1日から施行する。